

競輪・オートレースにおけるギャンブル等依存症対策について

平成28年12月26日
経 済 産 業 省

- 競輪・オートレースの振興法人である「公益財団法人 J K A」のお客様相談センターにおいて、ギャンブル等依存症に関する相談があった場合は、治療を受けることができる医療機関を紹介している。
- また、ギャンブル等依存症への直接的な取組ではないものの、レース開催日数の制限、インターネット会員加入時の年齢確認を含めた未成年者の車券購入制限等の措置を講じている。
- 加えて、競輪・オートレースの広報・宣伝は、民間放送局などの基準に合わせ、射幸心を過度に煽らない内容としている。